

# 最先端・次世代研究開発支援プログラム

## 公募要領

平成22年4月5日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jsps.go.jp/>)

# 目 次

## I 最先端・次世代研究開発支援プログラムの公募内容

1. プログラムの目的	1
2. プログラムの特徴	1
3. 公募の要件等	1
4. 応募から交付までのスケジュール	3
5. 選定方法	3
6. 公表	4
7. フォローアップ及び評価	4
8. 助成金に関するルール	4
9. 「競争的資金の適正な執行に関する指針」	5
10. 研究成果の公開	6
11. 研究成果から得られた知的財産権の取扱い	6
12. プログラムにより生じた利益の取扱い	6

## II 応募される方（研究者）へ

1. 応募の前に行っていただくべきこと	7
2. 応募書類の作成・提出方法等	8

## III 研究機関の方へ

1. あらかじめ留意していただくべきこと	12
2. 応募の際に行っていただくべきこと	13
3. 申請書類（研究計画調書）の提出等	14

(問い合わせ先)	16
----------	----

本プログラムは、総合科学技術会議の「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」（平成22年2月3日）を踏まえた「最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用基本方針」（平成22年3月15日文科科学大臣決定）に基づき、平成21年度一般会計補正予算に計上された先端研究助成基金の事業として独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が公募するものです。

## I 最先端・次世代研究開発支援プログラムの公募内容

### 1. プログラムの目的

最先端・次世代研究開発支援プログラム（以下、「プログラム」という。）は、将来、世界をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者に対する研究支援制度であり、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、「新成長戦略（基本方針）」（2009年12月30日閣議決定）において掲げられた政策的・社会的意義が特に高い先端的研究開発を支援することにより、中長期的な我が国の科学・技術の発展を図るとともに、我が国の持続的な成長と政策的・社会的課題の解決に貢献することを目的としています。

### 2. プログラムの特徴

- (1) 我が国の科学・技術の発展を強力に推進するためには、将来の活躍が期待される若手研究者、女性研究者又は地域の研究機関等で活動する研究者の潜在的な人材力の発揮が不可欠であることから、
  - ① 自己の責任において主体的に研究を進めることが可能な若手研究者又は女性研究者を対象とするとともに、
  - ② 支援の対象となる研究者・研究課題の決定にあたっては、研究者の性別並びに研究者及び研究内容の地域性を考慮します。
- (2) 我が国が持つ強みを活かした持続的な成長を図るため、
  - 新たな科学的・技術的知見の「発掘」
  - 多様な分野の科学的・技術的知見の「統合」によるブレークスルー技術の創出
  - 革新的技術の戦略的な推進
  - 研究開発成果の実利用・普及のための社会システムの転換、等によるグリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションを推進します。

この中では、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、人文・社会科学的側面からの取組を含め、挑戦的な研究課題を幅広く対象とします。

- (3) プログラムに基づいて交付される資金（以下、「助成金」という。）は、研究期間中、翌年度への繰越ができるなど、多年度にわたり柔軟に使用することが可能です。

### 3. 公募の要件等

#### (1) 応募できる研究者の要件

次の1)～3)の全ての要件を満たす者を対象とします。

- 1) 国籍・所属機関について、次のア)又はイ)のいずれかの要件を満たすこと。

ア) 応募時に、我が国の研究機関に所属する研究者（外国籍を含む。）

イ) 海外在住の研究者（外国籍を含む。）で、我が国の研究機関に所属する予定の者（助成金の交付申請時まで我が国の研究機関に所属すること）

- 2) 年齢・性別について、次のア)又はイ)のいずれかの要件を満たすこと。

ア) 平成22年4月1日時点で、満45歳以下の者

ただし、医学系の博士課程修了者、臨床研修終了者又は育児休暇取得者については、次のとおりとする。

- ① 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者（次の②、③を除く）：満46歳以下
- ② 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の③を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者：満47歳以下
- ③ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を終了した者で、医学を履修する4年制の博士課程修了者：満48歳以下
- ④ 過去5年以内（平成17年4月2日以降）に育児休暇を取得した者：満47歳以下（上記①～③に該当する者の場合は、①～③の上限年齢をそれぞれ2歳引き上げる。）

イ) 女性研究者（年齢は問わない。）

- 3) 助成金の交付申請時まで、所属機関において、自己の責任で主体的に研究を進める立場にあること。

なお、研究グループによる研究実施も可能ですが、その場合、上記の要件を満たす研究代表者が研究課題の遂行に全ての責任を負う体制を組織するものとします。（助成金は研究代表者1人に交付されません。）

## (2) 研究課題の要件

- 1) 以下によりグリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションの推進に幅広く寄与する課題を対象とします。
  - 新たな科学的・技術的知見の「発掘」
  - 多様な分野の科学的・技術的知見の「統合」によるブレークスルー技術の創出
  - 革新的技術の戦略的な推進
  - 研究開発成果の実利用・普及のための社会システムの転換、 等

### 【期待される研究課題の例示】

#### ① 科学・技術によるグリーン・イノベーションの推進

グリーン・イノベーションには、地球温暖化を克服し、持続的発展が可能な社会の実現を目指した、幅広い多様な科学・技術革新及び社会革新が含まれる。環境・資源・エネルギー・食料等の分野にこだわることなく、斬新な発想で以下の例示のような課題解決に挑戦することが期待される。

- ・ 地球環境の観測・評価・予測の高度化
- ・ 温暖化緩和に向けた低炭素化、再生可能エネルギーへの転換、低炭素化ものづくりの革新、情報通信技術の活用による革新的低炭素化等
- ・ 気候変動への適応、環境先進社会インフラ創り等
- ・ 自然共生、生物多様性・生態系の保全等
- ・ 環境先進社会への社会経済システムの転換、ライフスタイルの変革等
- ・ 国際連携による環境・エネルギー革新
- ・ 環境・エネルギー先進産業のシーズ創出 等

#### ② 科学・技術によるライフ・イノベーションの推進

ライフ・イノベーションでは、生命機能や疾患原因の解明等の基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、健康社会の実現を目的とした先端的な研究開発を幅広く推進する。医療・介護等の分野や以下の例示にとらわれることなく、斬新な発想により課題解決に挑戦することが期待される。

- ・ 生命機能の解明
- ・ 疾患原因の解明（社会的背景や生活習慣等を含む。）
- ・ 革新的な医薬品・医療機器の研究開発
- ・ 高齢者・障害者の支援に資する介護技術の研究開発や社会福祉システムの構築
- ・ 患者に負担の少ない早期診断に資する研究開発
- ・ 健康国家の実現に資する革新的な予防医学研究
- ・ 情報通信技術の活用等による医療システムの変革
- ・ 画期的な医療制度改革や社会保障制度の改善 等

- 2) 新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発までを対象とします。

3) 人文・社会科学の側面からの取組を含め、世界的・国民的な課題の解決に貢献する挑戦的な取組を対象とします。

### (3) 研究期間

4年以内（平成22年度から平成25年度の間）

### (4) 助成金額の上限額（応募可能額）

1件あたりの助成金額は、研究期間に応じて、年度数×5千万円、総額2億円を上限とします。（研究代表者の所属する研究機関に交付する間接経費（直接経費の30%）を含む。）

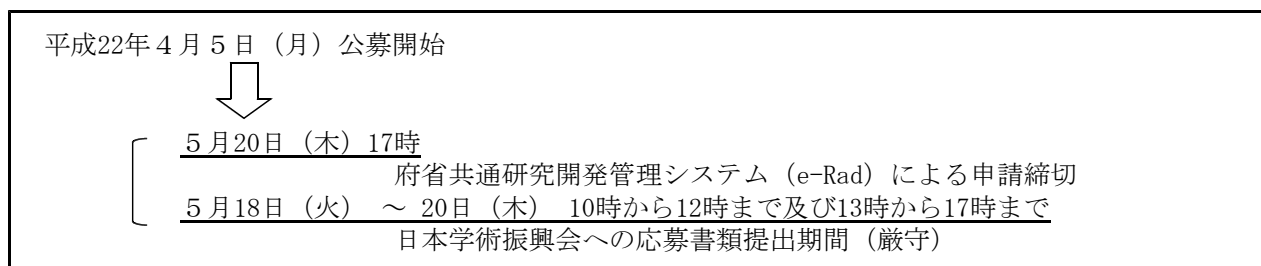
なお、応募額は、上記上限額にとらわれず研究計画の実施に必要な額としてください。（少額であっても差し支えありません。）

### (5) 採択件数

300件程度を目安とします。

## 4. 応募から交付までのスケジュール

### (1) 応募書類提出まで



応募にあたっては、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請と日本学術振興会への応募書類の提出の両方が必要となります。応募方法については、「Ⅱ 応募される方（研究者）へ、Ⅲ 研究機関の方へ」を熟読の上、手続きに遺漏のないよう留意してください。

### (2) 応募書類提出後（予定）

平成22年 5月～10月	審査
平成22年 11月	研究者・研究課題の決定（交付内定）
12月	交付申請、交付決定
1月	助成金の送金

なお、交付内定通知受領後は、研究を開始することが可能です。

## 5. 選定方法

### (1) 選定手順

#### ① 日本学術振興会による審査

- ・ 専門家により構成される審査委員会を設け、審査を行います。
- ・ その際、応募書類に基づく書面審査と必要に応じて応募者からのヒアリングを行います。（ヒアリングについては、対象者に書面で通知し、8～9月頃実施する予定です。通知からヒアリングの実施までの期間が比較的短くなる可能性がありますので、あらかじめ承知おきください。）
- ・ 日本学術振興会は、審査結果をとりまとめ、文部科学省を通じて、総合科学技術会議の下に置かれる「次世代プログラム運営会議」（以下、「運営会議」という。）に報告します。

- ② 運営会議による審議・検討
  - ・運営会議は、日本学術振興会がとりまとめた審査結果について検討を行い、「研究者・研究課題」の決定案を作成し、総合科学技術会議に提出します。
- ③ 総合科学技術会議による決定
  - ・総合科学技術会議は、運営会議からの報告を基に、「研究者・研究課題」を決定します。

## (2) 審査にあたっての視点

プログラムの審査にあたっては、以下のような視点を考慮して審査を行います。

### ① 研究者の適切性

- 研究者は将来、世界の科学・技術をリードしうる潜在的可能性を有しているか。
  - 研究者は研究課題を自己の責任で主体的に研究を進める体制
    - 例えば、大学等に所属する研究者の場合、
      - ・固有の研究スペースを有していること
      - ・学生や他の研究員等の指導を行う立場にあること
      - ・自己の研究に係る論文については、責任著者の立場であること
      - ・自己の責任と権限により、使用することが可能な研究費を有していること 等
- が確立されているか、もしくは確立される見込みが立っているか。

### ② 研究課題の適切性

- 柔軟な発想や斬新な手法等に基づく、独創性や革新性の高い研究課題であるか。
- 当該研究分野における重要な研究課題であり、世界をリードするような成果が期待できるか。
- 地球温暖化の克服（「グリーン・イノベーション」）や健康社会の実現（「ライフ・イノベーション」）に対し、大きなインパクトを与え得る研究課題であるか。
- 研究成果が新たな科学・技術を創造し、幅広い分野の研究を進展させる等、我が国の科学・技術の発展への寄与が期待できるか。

### ③ 女性研究者・地域性の考慮

採択にあたっては、先端的研究開発にふさわしい質の高い研究課題であることを前提としますが、プログラムの趣旨に基づき、採択件数に占める女性研究者の割合（30%を目標）や都道府県ごとの採択目安（都道府県ごとに最低1件）、地域の特色を生かした提案の優先などについても考慮することとします。

## 6. 公表

応募状況及び選定結果等については、総合科学技術会議による公表とともに、日本学術振興会が設けるプログラム専用ホームページにも掲載します。

## 7. フォローアップ及び評価

- (1) 採択後は、毎年度、日本学術振興会へ助成金の管理状況や研究進捗状況について報告を行うとともに、運営会議がフォローアップを実施します。
- (2) 運営会議は、研究開発開始後2年度経過時を目途に中間評価を実施するとともに、研究開発終了後に事後評価を実施します。

## 8. 助成金に関するルール

- (1) 助成金の執行にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」が適用されます。

- (2) 助成金は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。助成金の交付を受ける研究者には、法令及び助成金交付条件等にしがたい、これを適正に使用する義務が課せられています。なお、交付申請時には、助成金の不正な使用等を行わないことを確認します。
- また、研究資金の適正な使用を確保する観点から、助成金の管理は、研究者の所属する研究機関が行うこととしておりますので、十分ご理解の上、応募してください。
- (3) 応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、助成金の交付をしないことや、助成金の交付を取り消すことがあります。

## 9. 「競争的資金の適正な執行に関する指針」

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

プログラムの実施においても、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

### (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（注）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することになります。
- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

※「エフォート」とは、研究者の全仕事時間（研究活動のみならず、教育、管理業務等を含む）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%）のことです。

### (2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

- ① 研究費の不正使用、不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、研究上の不正行為を行った研究者（不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者を含む）に対しては、本事業への申請及び参加が以下の期間制限されるとともに、当該課題に対する資金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

〔研究費の不正使用、不正受給〕

(i) 不正使用等を行った場合は、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間（(ii)の場合を除く）。

(ii) 不正使用等を行い、本事業以外の用途への使用があった場合は、助成金の返還が命じられた翌年度以降2～5年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

〔研究上の不正行為〕

(i) 不正行為に関与したと認定された者については、2～10年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

(ii) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、当該行為について、一定の責任を負う者として認定された者については1～3年間の間でその内容等を勘案して相当と認められる期間

- ② 研究費の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為を行い、現在、競争的資金の交付対象から除外されている研究者については、助成金を交付しません。

なお、適用される「競争的資金制度」については、平成22年度に新たに公募を開始する制度を含みます。また、平成21年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

- ③ プログラムの実施において、研究費の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為を行った者の当該不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）は、他の府省等の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む）に提供することがあります。これにより、他の競争的資金制度においても申請及び参加が制限されることがあります。

※「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、または共同研究者等として新たに研究に参画することを指します。

(注) 不合理な重複又は過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成21年3月27日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
  - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
  - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
  - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
  - 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)に比べ、過大な研究費が配分されている場合
  - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
  - その他これらに準ずる場合

## 10. 研究成果の公開

研究者及び所属研究機関は、プログラムの実施により得られた研究成果について、論文発表、学会発表、特許出願等を積極的に進めるとともに、わかりやすく国民に広く発信、公開するものとします。

### 11. 研究成果から得られた知的財産権の取扱い

研究者がプログラムを実施することにより取得した知的財産権の帰属については、適正に管理・活用されるよう所属研究機関に帰属するものとします。

### 12. プログラムにより生じた収益の取扱い

研究者及び所属研究機関において、プログラムの実施により収益が生じたときは、助成金の全部又は一部に相当する金額を日本学術振興会に納付させることができるものとします。



## II 応募される方（研究者）へ

### 1. 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に行っていただく必要があるのは、(1)応募資格の確認、(2)電子申請システムを利用するための確認、(3)重複制限等の確認の3点です。

#### (1) 応募資格の確認

応募資格としては、P1「I. 3 (1) 応募できる研究者の要件」の他に、下記の1)及び2)を満たす必要があります。

- 1) 応募時点において、研究機関に所属する研究者として、当該研究機関から「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」(以下「e-Rad」という。)に研究者情報が登録されている研究者であること。
- 2) 競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成22年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと。

#### (2) 電子申請システムを利用するための確認

##### 1) 研究者情報のe-Radへの登録の確認

応募する研究者は、まず、e-Radへ研究者情報の登録を行っていただく必要があります。

e-Radへの登録は、応募者が直接手続きを行うのではなく、所属する研究機関がe-Radにより手続きを行うため、研究者は、所属する研究機関が行う登録手続(研究機関内での登録期限や現在の登録状況確認方法等)について、所属研究機関に確認してください。(既に登録されている者であっても登録内容(「所属」、「職」等)に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。)

なお、研究グループでの応募の場合、応募者以外の研究者については、e-Radへの登録や登録確認の必要はありません。

##### 2) ID・パスワードの取得

応募にあたっては、e-Radにログインした上で電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成する必要がありますので、所属する研究機関からe-RadのID・パスワードの付与を受けてください。

なお、既にe-RadのID・パスワードを付与されている場合には、再取得する必要はありません。

#### (3) 重複制限等の確認

限られた財源で、できるだけ多くの優れた研究課題及び研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあることから、以下の制限を設けることとします。

##### 1) 重複応募の制限

- ① 1人の研究者がこのプログラムに複数の研究課題に応募することはできません。
- ② 1つの研究課題について2人以上の研究者が応募することはできません。  
研究グループで研究を実施する場合、グループを代表する研究者1人が応募することとし、1つの研究課題について複数の研究者が重複して応募することはできません。

##### 2) 受給制限のルール

現在、国からの競争的資金を受け、他の研究開発に従事している研究者については、プログラムへの応募段階において、当該研究開発を終了させることは求めませんが、プログラムに採択され、プログラムによる研究開発を実施する場合、他の研究開発を遅くとも平成22年度中に終了していただく必要があります。

なお、国からの競争的資金であっても、研究開発を直接の目的としない事業(世界トップレベル研究拠点プログラム(WP Iプログラム)やグローバルCOEプログラムなど)は対象となりません。

3) その他の留意点

- ① 採択された後に、当該課題についての研究の責務が果たせなくならないよう十分留意してください。
- ② 電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に重複制限等を十分確認してください。

## 2. 応募書類の作成・提出方法等

### (1) 応募書類の作成

応募に必要な書類は、「最先端・次世代研究開発支援プログラム研究計画調書」（以下「研究計画調書」という。）です。

研究計画調書は、以下の2つから構成されており、それぞれ作成方法等が異なりますので、ご注意ください。

- I. 応募情報：e-Radの「電子申請システム」により応募情報（Web入力項目）を入力し、登録する。
- II. 応募内容ファイル：様式を日本学術振興会の最先端・次世代研究開発支援プログラムホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-jisedai/index.html>) からダウンロードして作成する。  
作成後に、e-Radの「電子申請システム」にアクセスし、先に入力した応募情報に応募内容ファイル（添付ファイル項目）を添付する。

### (2) 応募書類の提出方法

作成した研究計画調書については、所属する研究機関を經由して、e-Radによる送信と紙媒体による提出（応募内容ファイルのみ）の両方が必要になりますので、事前に提出方法や提出期限について、研究機関の担当部局と調整してください。〔研究計画調書（応募内容ファイル）の提出部数：30部〕

### (3) 研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと

研究計画調書の作成に当たっては、次のような点について、問題がないか確認してください。

1) 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が10万円未満の研究計画

2) 経費（直接経費）について次の要件を満たしていること。

① 対象となる経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

経費の区分は、物品費、旅費、謝金・人件費等及びその他の4区分とし、それぞれの用途については、別表のとおりです。

なお、研究計画のいずれかの年度において、「物品費」、「旅費」又は「謝金・人件費等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

② 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）

- イ 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費
- ウ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- エ その他、間接経費(注)を使用することが適切な経費

(注) 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(直接経費の30%に相当する額)であり、研究機関が使用するものです。(間接経費の使途については、別表参照)

- ③ 研究計画調書に含まれる個人情報、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、プログラムの業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、e-Rad経由で内閣府が作成する政府研究開発データベースに情報提供することがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、報道発表資料等により公開します。

## 「直接経費の使途」

### (1) 物品費

- 備品、消耗品等を購入するための経費
- 主としてプログラムの研究開発に用いる研究開発設備の設置・機器の購入のための経費

※研究開発施設を整備するための経費は支出できない。

### (2) 旅費

- 研究者及び研究支援者・研究補助者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

### (3) 謝金・人件費等

- 研究開発への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、助成金を交付された研究者の所属機関が契約の当事者となること）

### (4) その他

- 上記のほか当該研究課題を実施するための経費（以下は、具体例）
  - 印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、専用施設の借料（研究開発を実施する機関が保有する施設では、研究課題の実施が困難な場合に限り）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用）

## 「間接経費の使途」

助成金を交付された研究者の所属機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

### ○管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費  
など

### ○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －特許関連経費
- －研究棟の整備、維持及び運営経費

- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
  - －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
  - －設備の整備、維持及び運営経費
  - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
  - －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
  - －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
  - －図書館の整備、維持及び運営経費
  - －ほ場の整備、維持及び運営経費
- など

**○その他の関連する事業部門に係る経費**

- －研究成果展開事業に係る経費
  - －広報事業に係る経費
- など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

### Ⅲ 研究機関の方へ

応募する研究者がいる場合は、研究機関がとりまとめ、以下の要領で応募していただく必要がありますので、ご注意ください。

**特に、応募する研究者の応募資格は必ず確認**してください。

#### 1. あらかじめ留意していただくべきこと

##### (1) 研究機関としての要件の確認

研究者が本プログラムによる研究活動を行うためには、研究機関は、以下の要件を満たさなければなりませんのでご注意ください。

〈要件〉

- ① 助成金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 助成金が交付された場合に、機関としてその助成金の管理を行うこと

##### (2) 研究者情報のe-Radへの登録

応募しようとする研究者は、e-Radに研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続きを行うこととなります（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）

具体的な登録方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル」を確認してください。

研究者は、事前に研究者情報が登録され、所属する研究機関からID・パスワードを付与されなければ応募することができません。

応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

また、本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続きの一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

##### (3) 研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認

研究者がプログラムに応募するためには、e-RadのID・パスワードが必要ですので、研究機関は、応募を予定している研究者について、その有無を確認していただく必要があります。特に、応募を予定している研究者が他の研究機関からの異動者である場合は、異動前の研究機関から付与されたID・パスワードは使用できませんので、あらためて所属する研究機関が付与する必要があります。

研究機関は、応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者がいる場合には、次のような対応をしていただく必要があります。

- ① 研究者にID・パスワードを付与するためには、研究機関は、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードを有していることが必要です。これらを取得されていない場合には、まず、e-Radポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。

なお、登録申請から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、おおよそ2週間程度かかります。

※1. e-Radの電子証明書及びID・パスワードの取得については、e-Radホームページ「システム利用に当たっての事前準備」(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)でご確認ください。

※2. 既にe-Radの電子証明書及びID・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。

② 研究機関用の I D・パスワードを取得後、研究代表者として応募を予定している研究者に対し、研究機関において I D・パスワードを付与してください。各研究者の I D・パスワードは、e-Radに研究者情報を登録することにより発行されます。

※1. 一度付与した研究者の I D・パスワードは研究機関を異動しない限り使用可能です。(パスワードを変更した場合を除く。)

※2. 既にe-Radの I D・パスワードを付与した研究者に対しては、再度付与する必要はありません。

※3. e-Radの操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

#### (4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況についての報告

プログラムに応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を報告しなければなりません。

したがって、プログラムに応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を平成22年5月20日(木)までにe-Radを使用して文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので、注意してください。

なお、平成21年4月以降に、例えば文部科学省(日本学術振興会及び独立行政法人科学技術振興機構を含む)が所管する他の公的研究費の応募の際に、e-Radを使用して既に同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。また、平成23年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成22年秋頃に、再度e-Radを利用して、報告書の提出が求められる予定のため、文部科学省からの周知等に十分に留意してください。

e-Radの使用に当たっては、研究機関用の電子証明書及び I D・パスワードが必要になります。

また、e-Radを使用した報告書の提出方法や様式等については、下記ホームページに掲載されています。

注1) 報告書の提出後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含む)による体制整備等の状況に関する現地調査にご協力いただくことがあります。

注2) また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

<問い合わせ先>

(ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 科学技術・学術政策局 調査調整課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/1284645.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm)

(e-Radへの研究機関登録について)

文部科学省府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話 0120-066-877 (受付時間 9:30~17:30※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

## 2. 応募の際に行っていただくべきこと

### (1) 応募資格の確認

応募する研究者が、次の1)~3)の全ての要件を満たす者であるかどうか確認してください。

1) 国籍・所属機関について、次のア)又はイ)のいずれかの要件を満たすこと。

ア) 応募時に、我が国の研究機関に所属する研究者(外国籍を含む。)

イ) 海外在住の研究者(外国籍を含む。)で、我が国の研究機関に所属する予定の者(助成金の交付申請時まで我が国の研究機関に所属すること)

2) 年齢・性別について、次のア) 又はイ) のいずれかの要件を満たすこと。

ア) 平成22年4月1日時点で、満45歳以下の者

ただし、医学系の博士課程修了者、臨床研修終了者又は育児休暇取得者については、次のとおりとする。

- ① 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者（次の②、③を除く）：満46歳以下
- ② 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の③を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者：満47歳以下
- ③ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を終了した者で、医学を履修する4年制の博士課程修了者：満48歳以下
- ④ 過去5年以内（平成17年4月2日以降）に育児休暇を取得した者：満47歳以下（上記①～③に該当する者の場合は、①～③の上限年齢をそれぞれ2歳引き上げる。）

イ) 女性研究者（年齢は問わない。）

3) 助成金の交付申請時まで、所属機関において、自己の責任で主体的に研究を進める立場にあること。

なお、1)～3)のほか、補助金の不正な使用等に伴い補助金の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

## (2) 応募者の確認

プログラムは高額な研究費を公的に支援するものであり、審査を効果的・効率的に実施する観点から、応募しようとする研究者がプログラムの目的・趣旨に鑑み、ふさわしい者であるかどうかについて、事前に所属研究機関が責任を持って確認してください。

## 3. 申請書類（研究計画調書）の提出等

プログラムへの応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請と、日本学術振興会への応募書類の提出が必要です（※両方が必要です）。それぞれの申請期間は、以下のとおりです。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請締切  
平成22年5月20日（木）17時  
日本学術振興会への応募書類の提出期間  
平成22年5月18日（火）～ 5月20日（木）〔厳守〕  
(ただし、10時から12時まで及び13時から17時まで。)

### (1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請

平成22年5月20日（木）17時までに、研究者が入力・作成した「研究計画調書」の内容を十分に確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で承認処理をしてください。なお、承認処理の方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル」を参照してください。

### (2) 日本学術振興会への応募書類の提出

#### ① 必要な応募書類

- 1) 公文書
- 2) 研究計画調書（応募内容ファイル） 研究課題ごとに30部
- 3) 事務担当者連絡票



## ② 提出方法

研究者から提出のあった研究計画調書(応募内容ファイル)等について、別添「応募書類の提出方法について」に基づき、平成22年5月18日(火)～20日(木)(10時から12時まで及び13時から17時まで)の期間内に、日本学術振興会へ提出してください。応募書類を送付する場合は、封筒に「最先端・次世代研究開発支援プログラム応募書類在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法(配達記録、小包、簡易書留、宅配便等)で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町F Sビル3F  
独立行政法人日本学術振興会研究事業部基金第二課  
最先端・次世代研究開発支援プログラム事務局  
電話：03-3263-1738, 0153

## (3) その他

- 提出された研究計画調書等については、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- e-Radに入力した「応募情報」の不備、また、「応募情報」と紙媒体で提出する「応募内容ファイル」の内容との不一致がないよう、十分注意してください。
- 研究計画調書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った研究者について、一定期間プログラムへの参画を制限します。(他の競争的資金制度等においても、参画が制限される可能性があります。)
- 提出された研究計画調書等は返還いたしませんので、各研究機関において控えを保管するようにしてください。

## (問い合わせ先)

1. この公募に関する問い合わせは、研究機関を通じて下記あてに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会研究事業部基金第二課

最先端・次世代研究開発支援プログラム事務局

電話：03-3263-1738, 0153

FAX：03-3237-8307

E-mail：jisedai-jsps@jsps.go.jp

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

・e-Radヘルプデスク

電話：0120-066-877（フリーダイヤル）

受付時間：9：30～17：30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

2. この公募要領に記載されている内容は、日本学術振興会のホームページでご覧いただけます。また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会の最先端・次世代研究開発支援プログラムホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-jisedai/index.html>